

緊急通報システム

問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3564)

高齢者や重度身体障害者の独居世帯で、緊急時(持病の発作・急病・事故等)に早急な対応が困難な方に対し、緊急通報装置を設置し、迅速な救助・定期的な安否確認を行っています。(詳細については担当課までお問い合わせください)

障がい者虐待における相談・通報受付

問 市役所障がい福祉課 障がい者(児)基幹相談センター
876-1234(内線3568・3569)

障がい者への虐待(身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待)について、相談や通報の受付をおこないます。

各種手当・年金・扶養共済制度

障害基礎年金

問 市役所 市民課 国民年金係
876-1234(内線3111)

病気やケガで障がいを受け、その初診日が国民年金の被保険者期間中であって、障がい程度が障がい等級に該当する場合に支給されます(ただし一定期間の保険料納付が要件です)。

また、20歳になる前に病気やケガをして障がいを受け、障がい程度が障がい等級に該当する場合、20歳以降に支給されます。ただし、所得による制限があります。

障害厚生年金・障害共済年金

問 日本年金機構または、
各共済組合

病気やケガをし、その傷病について初めて診療を受けた日に、厚生年金保険・共済年金加入者であった場合、その程度に応じて障害厚生年金・障害共済年金が支給されます。
詳しくは、厚生年金は日本年金機構(旧浦添社会保険事務所)、共済年金は各共済組合までお問い合わせください。

特別障害者手当・障害児福祉手当 問 市役所 障がい福祉課 876-1234(内線3564)

在宅の重度心身障がい者で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給します。ただし、所得による制限があります(障がい程度の詳細については担当課までお問い合わせください)。

令和2年4月現在

- 特別障害者手当(20歳以上) 月額27,350円
- 障害児福祉手当(20歳未満) 月額14,880円

在宅介護手当

問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3563)

在宅でねたきりの重度障がい者(20歳以上64歳以下)を介護している方に支給します。(詳細については担当課までお問い合わせください)。

- ・支給額 月額5,000円
- ・支給時期 9月、3月
- ・支給方法 口座振込

特別児童扶養手当

問 市役所 こども家庭課
876-1234(内線3612)

20歳未満の障がい児を養育している保護者に手当を支給します。

ただし、所得による制限があります(障がいの程度等の詳細については担当課までお問い合わせください)。

- 1級 月額52,500円
- 2級 月額34,970円

沖縄県心身障害者扶養共済制度

問 市役所 障がい福祉課
876-1234(内線3563)

心身障がい者の保護者を加入者として、毎月一定の掛金を納入していただき、加入者が死亡または重度障がいになった場合、残された心身障がい者(児)に年金を支給する制度です。年金額は毎月20,000円で、掛金は加入者の年齢により異なります。

○対象となる障がい者

将来独立自活することが困難で、下記の要件を満たしている方

- ・知的障がい児(者)
- ・身体障害者手帳1～3級
- ・精神または身体に永続的な障がいを持つ方、前項と同程度の人(脳性まひ、進行性筋萎縮症、血友病、精神病、自閉症等)

○加入要件(保護者)

現に障がい者を扶養していて、下記の要件を満たしている方

- ・県内に住所がある
- ・年齢が65歳未満である(4月1日現在)
- ・特別な疾病または障がいがなく、生命保険に加入できる状態である